

議案第121号

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4条第5項中「第16条」を「第12条」に改める。

第6条第2項中「第11条」を「第11条第2項」に、「使用料」を「利用料金」に、「納付」を「支払」に改める。

第11条を次のように改める。

（利用料金）

第11条 市長は、指定管理者に、施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、指定管理者が定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 施設の附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の附属設備を使用した者）は、指定管理者が定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、別表に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における施設（大阪市立男女共同参画センター中央館の駐車場を除く。）の利用料金の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

6 日曜日、土曜日及び休日における施設の利用料金の額は、前2項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

7 市長は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。

(1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき

(2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

9 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他特別の事由により施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき

(2) 使用者が指定管理者が定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき

(3) 利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき

(4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

第12条から第15条までを削り、第16条を第12条とし、第17条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条第3号イ中「<sup>こ</sup>禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第15条とする。

第20条中「第18条」を「第14条」に改め、同条を第16条とし、第21条から第23条までを4条ずつ繰り上げる。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区分	利用料金	
男女共同参画センター中央館	ホール	1時間につき 10,920円
	控室	1時間につき 400円
	研修室A	1時間につき 1,760円
	研修室B	1時間につき 760円
	会議室	1時間につき 500円
	和室	1時間につき 500円
	音楽室	1時間につき 1,260円
	工芸室兼調理実習室	1時間につき 1,010円
	展示室	1時間につき 320円
	駐車場	1台1時間につき 320円
男女共同参画センター西部館	研修室	1時間につき 1,010円
	会議室	1時間につき 500円
	音楽室	1時間につき 1,260円
	工芸室兼調理実習室	1時間につき 1,010円
	展示室	1時間につき 320円
男女共同参画センター南部館	ホール	1時間につき 7,560円
	控室	1時間につき 400円
	研修室	1時間につき 1,010円
	会議室	1時間につき 760円
	和室	1時間につき 500円
	音楽室	1時間につき 1,260円
	工芸室兼調理実習室	1時間につき 1,010円
	展示室	1時間につき 320円

男女共同参画センター東部館	ホール	1時間につき	7,560円
	控室	1時間につき	400円
	研修室	1時間につき	760円
	会議室	1時間につき	500円
	和室	1時間につき	500円
	音楽室	1時間につき	1,260円
	工芸室兼調理実習室	1時間につき	1,010円
	展示室	1時間につき	320円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例（以下「改正後の条例」という。）第11条（第4項から第7項までを除く。）の規定は、改正後の条例第6条第1項に規定する施設（以下「施設」という。）の使用に係る申請がこの条例の施行の日以後に行われる場合について適用し、施設の使用に係る申請が同日前に行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第11条第4項から第6項までの規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、これらの規定及び改正後の条例第11条第7項の規定の例により行うことができる。

### (大阪市立こども文化センター条例の一部改正)

- 4 大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第16条」を「第12条」に改める。

令和元年5月24日提出

説 明

男女共同参画センターの施設及びその附属設備の利用料金を指定管理者の収入として収受させるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市立男女共同参画センター条例 (抄)

(事業)

### 第3条 省 略

#### 2 省 略

#### 3 第16条の規定により大阪市立男女共同参画センター西部館(以下「西部館」という。) **第12条**

の管理を行うもの(以下「西部館の指定管理者」という。)は、第1項各号に掲げる事業を大阪市立こども文化センター(以下「こども文化センター」という。)の施設内において行うことができる。この場合においては、西部館の指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

#### 4-5 省 略

(休館日)

### 第4条 省 略

#### 2-4 省 略

#### 5 前各項の規定にかかわらず、第16条の規定によりセンターの管理を行うもの(以下 **第12条**

「指定管理者」という。)は、センターの設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又はセンターの効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前各項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

#### 6 省 略

(使用の許可)

### 第6条 省 略

- 2 指定管理者は、施設を使用しようとする者が第11条第2項の規定による使用料 の 利用料金

納付の義務を負うときは、当該納付の事実を確認した上で前項の許可（以下「使用許  
支払 支払

可」という。）を行わなければならない。ただし、市規則で定める特別の事由があるときは、この限りでない。

(使用料)

第11条 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第11条 市長は、指定管理者に、施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 施設を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。））は、指定管理者が定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 施設の附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、施設の附属設備を使用した者）は、指定管理者が定める日までに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における施設（大阪市立男女共同参画センター中央館の駐車場を除く。）の利用料金の額は、前項の規定による金額の5割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- 6 日曜日、土曜日及び休日における施設の利用料金の額は、前2項の規定による金額の2割増しの範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。当該利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 市長は、前3項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 8 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。
  - (1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき
  - (2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
- 9 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。
  - (1) 災害その他特別の事由により施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき
  - (2) 使用者が指定管理者が定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
  - (3) 利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき
  - (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(附属設備の使用)

第12条 使用者は、附属設備を使用することができる。

- 2 附属設備を使用しようとする者（第6条第2項ただし書に規定する場合にあっては、附属設備を使用した者）は、市規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付の時期)

第13条 使用料は、市規則で定める日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき
- (2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき
- (3) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき
- (2) 使用者が市規則で定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき
- (3) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る時間帯を当該時間帯に含まれる他の時間帯に変更することを申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき
- (4) 使用料を納付した者が使用許可を受けることができなかったとき
- (5) 使用者が市規則で定める日までに使用許可に係る施設の使用の態様の変更（入場料の類の徴収の有無を変更することをいう。）を申し出た場合において、指定管理者が当該申出を承認したとき（変更後の使用料の額が使用者が第11条の規定に基づき既に納付した当該使用許可に係る使用料の額を下回る場合に限る。）

第16条—第18条 省 略

第12条 第14条

(欠格条項)

**第19条** 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることがで  
**第15条**

きない。

(1)ー(2) 省 略

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管  
理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア 省 略

イ <sup>こ</sup>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな  
**禁錮**

った日から2年を経過しない者

ウ 省 略

(指定管理予定者の選定)

**第20条** 市長は、**第18条**の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合  
**第16条** **第14条**

的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理  
者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものと  
する。

(1)ー(4) 省 略

**第21条**ー**第23条** 省 略  
**第17条** **第19条**

別表（第11条関係）

区分		使用料								日曜日、土曜日及び休日における使用
		入場料の類を徴収しない場合				入場料の類を徴収する場合				
		午前	午後	夜間	昼夜間	午前	午後	夜間	昼夜間	
男女共同参画センター中央館	ホール	26,000円	41,600円	36,400円	93,600円	39,000円	62,400円	54,600円	140,400円	左記の2割増しとする。
	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円	
	研修室A	4,200円	6,700円	5,900円	15,100円	6,300円	10,100円	8,900円	22,700円	
	研修室B	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円	
	会議室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円	
	工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円				
駐車場	1台30分までごとに 150円									
男女共同参画センター西部館	研修室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	会議室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円	
	工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円				
男女共同参画センター南部館	ホール	18,000円	29,000円	25,000円	65,000円	27,000円	43,500円	37,500円	97,500円	
	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円	
	研修室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	会議室	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円	
	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円	
	工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円				
	駐車場	1台30分までごとに 150円								
男女共同参画センター東部館	ホール	18,000円	29,000円	25,000円	65,000円	27,000円	43,500円	37,500円	97,500円	
	控室	1,000円	1,500円	1,300円	3,400円	1,500円	2,300円	2,000円	5,100円	
	研修室	1,800円	2,900円	2,500円	6,500円	2,700円	4,400円	3,800円	9,800円	
	会議室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	和室	1,200円	1,900円	1,700円	4,300円	1,800円	2,900円	2,600円	6,500円	
	音楽室	3,000円	4,800円	4,200円	11,000円	4,500円	7,200円	5,100円	16,500円	
	工芸室兼調理実習室	2,400円	3,800円	3,400円	8,600円	3,600円	5,700円	5,100円	12,900円	
	展示室	1日につき 3,600円				1日につき 5,400円				
	駐車場	1台30分までごとに 150円								

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで（男女共同参画センター西部館にあつては、午前9時から正午まで）をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「昼夜

間」とは午前9時30分から午後9時30分まで（男女共同参画センター西部館にあつては、午前9時から午後9時30分まで）をいう。

## 別表 省 略

大阪市立こども文化センター条例（抄）

（供用時間）

第5条 センターの供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）第3条第3項の規定により、同条例第16条の規定により西部館の管理を行うもの（以下「西部館の指定管理第12条

者」という。）が、センターの施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

## 2-4 省 略